

補助金等取扱基準

補助金等の名称	中山間地域等直接支払事業交付金
補助事業等の目標	中山間地域等直接支払交付金等交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日 12 構改 B 第 392 号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）に基づき、生産条件が不利な中山間地域等において継続的な農業生産活動等（農用地における耕作、適切な農用地の維持及び管理並びに水路、農道等の維持及び管理をいう。以下同じ。）を行う農業者等に対して交付金を交付することで、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する。
補助事業等の対象者	次に掲げる者 (1) 集落協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等 (2) 個別協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等
補助対象経費	対象地域内に存する対象農用地において行われる農業生産活動等に係る経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	要領第 6 の 3 の規定により算定された額 国庫補助事業につき、上記の額の 1/2 を国、1/4 ずつを県と市が交付する。ただし、特認地域（地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域をいう。）については、上記の額の 1/3 ずつを国、県、市が交付する。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 12 年 8 月
補助事業等の終了時期	県補助事業が終了するまで 【終期が 3 年を超える場合の理由】 生産条件が不利な地域における農業生産活動等の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで長期的な補助が必要であるため

情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	この取扱基準において使用する用語は、要領において使用する用語の例による。
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 7 月 31 日 一部改正

令和 2 年 5 月 11 日 一部改正（令和 2 年 5 月 11 日 施行）